

# 鳥取縣公報

## 條例

### 鳥取縣條例第四十三號

農林部設置條例を次のように定める。

昭和二十三年七月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

### 農林部設置條例

地方自治法第五十八條第二項の規定により農林部を設ける。

### 附 則

この條例は公布の日からこれを施行する。

## 規 則

### 鳥取縣規則第四十二號

道路占用規則を次のように定める。

昭和二十三年七月二十日  
第 千 九 百 二 十 七 號

火 曜 日

昭和二十三年七月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

### 道路占用規則

第一條 國道、府縣道又はその附屬物を占用しようとする者は、法令に特別の定があるものを除く外、知事の許可又は承認を受けなければならない。

第二條 願書類はすべて市町村、所轄土木出張所を経由しなければならない。

第三條 第一條の許可を受けようとする者は、次の各款による願書を提出しなければならない。

一、國道、府縣道又はその附屬物を占用しようとする者は、第一號様式

二、許可又は承認を受けた後、占用の目的、方法、又は施設を變更しようとするときは、第二號様式

第四條 願書には次の圖面を添付しなければならない。

本書ノ大キサハ規定ニ準ジテ列ス

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日ニ當ルハ  
大命 曜日發行) (時ハ翌日)

昭和二十三年七月二十日 (昭和四年四月十五日)  
第 千 九 百 二 十 七 號 (第三號圖面類)

一、一線平面圖  
 縮尺は適宜とし、占用区域の大体並びにその他の工  
 作物との關係を表示し、且つ、隣接地の状況を知る  
 に足りる程度に記載すること。

二、實測圖

縮尺は六百分の一以上とし、占用の位置、面積、長  
 及び幅等を記入し、電柱、街燈、線門の類は基数を  
 廣告板その他これに類するものは、板面積を圖面の  
 餘白に記載すること。

但し、電柱等の建設で長距離にわたるものは、前號  
 の一般圖にその位置を表示し本圖を省略することが  
 出来る。

第五條 工作物の施設を目的とする場合若しくは占用の  
 用途工作物その他を施設をしようとする者は、前條の圖  
 面の外、設計書及び施設物の構造を知るに足りる圖面  
 を添付しなければならない。

第六條 市町村、その他公共團體の出願には、關係議會  
 の決議書添付しなければならない。

第七條 占用期間は、特別の事由がある場合は、五

箇年以内とする。但し、繼續しようとするときは、期  
 限前に出願し、許可又は承認を受けなければならない。

第八條 占用を許可又は承認したときは、別に定める占  
 用料を徴収する。但し、次の各號の一に該當する占用  
 料については、これを減免することがある。

一、直接公用に供し又は公共の利益となる施設による  
 占用

二、臨時の占用で輕易なもの

三、灌漑、排水又は飲料水引用のためにする施設物に  
 係る占用

四、家屋出入口の通路のためにする施設物による占用

五、道路法第五十一條第一項第四號、第五號の規定に  
 よる必要を生じたとき

六、その他、特別の事情があると認めるとき

第九條 占用料は、納額告知書によりその指定した期限  
 内に納付しなければならない。但し、占用者の都合に  
 より占用を廃止したとき又は取消したときは、既に納  
 料金は、これを還付しない。但し、第八條第五號に該

當する場合においては、本人の請求により、その翌月  
 又は翌月からの料金は、これを還付する。

第十條 占用の許可又は承認を受けた者は、占用地若し  
 くは占用に伴つて施設した工作物、その他見易い箇所  
 に占用の區域(市、長、面積)及び占用者の住所、氏  
 名を標示しなければならない。但し、電柱建設のため  
 にするものは、單に占用期間のみを電柱に標示するも  
 のとする。

第十一條 占用のため必要を生じた道路に関する工事は、  
 占用者に執行させ、その費用はすべて占用者の負担と  
 する。

第十二條 次の場合においては、許可又は承認は、その  
 效力を失ふ。

- 一、 占用者が死亡したとき
- 二、 占用期間が満了したとき
- 三、 占用廃止の届出したとき
- 四、 占用の許可又は承認を受けた法人が解散したとき

第十三條 許可又は承認を得た占用の権利義務は、許可

又は承認を受けた場合でなければ、これを他に移轉す  
 ることはできない。但し、相続に因り占用を繼承しよ  
 うとする者は、戸籍抄本を添付し届出でなければなら  
 ない。

第十四條 占用の許可又は承認の効力を失つた場合は、  
 直ちに原状に回復し、所轄土木出張所に届出で検査を  
 受けなければならない。但し、原状回復の必要がない  
 と認めるときは、既設工作物及び地盤の全部若しくは  
 一部を現形のまま存置させ、工作物は無償で圖の所有  
 に屬させることがある。

第十五條 占用の許可を受けた者が、その住所又は氏名  
 を変更したとき若しくは第十二條第四號の場合には、速  
 やかにその旨を届出でなければならない。

第十六條 許可又は承認を受けた者が、その義務を履行  
 せず若しくは期限内に履行する見込がないとき、又は  
 履行してもその方法が良くないときは、知事において  
 これを執行し、又は第三者に執行させ、その費用は許  
 可又は承認を受けた者から徴収する。

第十七條 許可又は承認を受けた者は、前各條に規定するものを除く外、その他道路に關する法令の規定を遵守しなければならない。

第十八條 第一條の規定に違反した者は、二千圓以下の過料を科する。

附 則

第一條 この規則は、公布の日から、これを施行する。

第二條 大正十四年十一月鳥取縣令第四十三號（道路占居規則）は、これを廃止する。

第三條 この規則施行前に許可したものは、この規則により許可したものとみなす。

第一號様式

道路（繼續）占用許可（承認）願

一、道路又は附屬物の位置 市 郡 町 大字 字 番地先  
市 村 大字 字 番地先

二、道路の種類及び路線名 國道府縣道 線

三、占用する道路の區域又 長 米 平方  
は面積 米 米 米 平方米

四、占居の目的又は事由 何々

第二號様式

道路占用変更願

一、占用許可（承認）年月 日番號 年 月 日 號  
鳥取縣受 第 號

二、道路又は附屬物の位置 市 郡 町 大字 字 番地先  
市 村 大字 字 番地先

三、道路の種類及び路線名 國道府縣道 線

四、変更しようとする占居の目的及び方法

五、占用の方法 別紙工事計畫説明書、設計書及び圖面の通り

六、占用の期間 自 年 月 日 至 年 月 日

七、占 用 料 何 程

右の通り占用したいから（右は 年 月 日鳥取縣受 第 號により許可を受けましたが期間満了し、繼續占用したいから）許可（承認）して下さい。

年 月 日

住 所 氏 名 印

鳥取縣知事 殿

五、附屬圖書

右の通り占居の目的（方法）変更したいから、許可（承認）して下さい。

年 月 日

住 所 氏 名 印

鳥取縣知事 殿

告 示

◇鳥取縣告示第五百二十八號

兒童福利法による措置等のために支出する費用の基準を次のように定める。

昭和二十三年七月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

兒童福利法による措置等のために支出する費用の基準

一、兒童福利法（以下法という）第二十七條第一項第三號の措置に要する費用の中、救護院、養護施設、精神薄弱児童施設に入所させた者の保護のために支出する費用は

兒童一人一日當り次の通りとする。

イ、救護院

事務費 三十四圓

事業費

賄費 二十二圓

その他（薪炭費、醫療費、教科用諸費、被服器具等その他） 二圓

ロ、養護施設、精神薄弱児童施設

事務費 二十八圓

事業費

賄費 二十二圓

その他（薪炭費、醫療費、教科用諸費、被服器具その他） 二圓

二、法第二十二條から第二十四條までに規定する措置のため支出する費用（助産施設については入院助産費のみ、母子寮、保育所については事務費のみである）及び法第二十七條第一項第三號の措置に要する費用の中、里親に委託した者（事務費はない）並に乳兒院、療育

施設に入所させたる者の保護のため支出する費用の程度は、生活保護法による保護等のため支出する費用の程度に準じ地域別及び施設の種別によつて保護費及び施設の事務費とを合した額とする。

右の場合においては施設の特種性又は保護を受ける者には別の事由がある等によつてこの程度により難い場合は一件書類を具して知事に申請すること。

三、法第三十三條の規定による一時保護のため支出する費用は児童一人一日當りの通りとする。

イ、一時保護所における一時保護の場合

事務費 十圓

事業費

賄費 二十二圓

その他(醫療費、光熱費、被服費、移送費、その他) 五圓

委託一時保護の場合

委託費(賄費) 二十四圓

四、この基準は昭和二十三年五月一日から適用する。

(参考)

二の生活保護法による保護等のため支出する費用の程度に準ずる各費用の内、譯は左の通りである。

イ、入院助産費

市及び倉吉町、境町 百六十圓

町 村 百三十五圓

ロ、母子寮、保育所

事務費 一人一日につき 一圓三十三錢

ハ、里親委託

委託費 一人一日につき

市及び倉吉町、境町 十五圓八十錢

町 村 十三圓九十五錢

ニ、乳兒院、療育施設

事務費 一人一日につき 八圓

事務費(賄費) 一人一日に付

市及び倉吉町、境町 十五圓八十錢

町 村 十三圓九十五錢

◇鳥取縣告示第三百三十號

昭和二十一年五月鳥取縣告示第二百三十二號(物價監視委員定数及び區域の件)の一部を次のように改める。

昭和二十三年七月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

二、の定数中鳥取市、米子市を次のように改める。

鳥取市、米子市 各 一五人

◇鳥取縣告示第三百三十一號

昭和二十二年十一月農林省告示第九十六號第十二の規定により米麥等の生産者が米麥等をころじ又は澱粉の原料として使用する數量を次のように定める。

昭和二十三年七月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

市町村長が米麥等の生産者につき自家保有量として、食糧管理台帳により確認する數量、但し米麥については右の一割以内の數量

◇鳥取縣告示第三百三十二號

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十三年七月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 八頭郡丹比村大字南三八〇番地ノ一  
現住所及び開業地 同國中村大字久能寺七二二番地  
昭和二十三年七月八日第一二八九號

川 口 弘 子

本籍地 日野郡神奈川村大字俣野一八〇三番地  
現住所及び開業地 同  
昭和二十三年七月八日第一二九〇號

藤 幹 子

本籍地 米子市灘町三丁目二六番地  
現住所及び開業地 同  
昭和二十三年七月八日第一二九一號

加 田 好 子

◇鳥取縣告示第三百三十三號

次に掲げる告示による統制額の指定はこれを廃止する。  
昭和二十二年六月二十七日鳥取縣告示第二百六十七號  
(はならつきよりの統制額指定の件)

昭和二十三年七月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治